ベネズエラ情勢（内政・外交：令和８年２月）

１ 内政

（１）政権の動向

ア　１日、ロドリゲス大統領代行は、SNS を通じて、ベネズエラ史上初の液化石油ガスを搭載した輸出船が出航したことを祝うメッセージを発信した。

イ　３日、ロドリゲス大統領代行は、米国の攻撃から一ヶ月の日に行われた大統領府での演説で、ベネズエラは平穏な状態にあると述べ、政治的対話の必要性及び国民がマドゥーロ大統領及びフローレス同夫人の解放を求めている点を強調した。

ウ　９日、ロドリゲス国会議長は、米国メディアとのインタビューで今後のベネズエラの選挙について問われ、「安定化を達成しなければならないこの直近の期間に選挙は行われない。もし野党の全セクターと合意に達し、選挙日程が決められ、全員が同意するならば、安定化と共存・平和を促進した上で選挙は実施されるだろう」と発言した。

エ　１５日、大統領府は、大統領府及び関連機関の再編のため、政権に関連する複数の財団や計画を廃止する旨の官報を発出した。同再編は、長年にわたり公的資金で運営されながら、活動実態を伴わなかった機関を大幅に削減することが目的だとみられている。

（２）閣僚等の交代

ア　２日、ロドリゲス大統領代行は、ダニエラ・カベージョ・ベネズエラ国家ブランド基金理事長兼輸出促進庁長官（カベージョ内務司法大臣息女）を観光大臣に任命した。

イ　２３日、ロドリゲス大統領代行は、各担当外務次官（アジア・中東・オセアニア担当、欧州・北米担当、ラテンアメリカ担当、国際広報担当）の交代を発表した。

ウ　２５日、サーブ検事総長及びルイス護民官（当館注：両名とも当国五権の長のうち市民権を司る組織の長）が国会に辞表を提出したことを受け、ロドリゲス国会議長は、検事総長を辞任したサーブ氏を暫定護民官に、ラリー・デボエ国会人権評議会事務局長を暫定検事総長に任命した。

（３）人道状況

ア　６日付報道によると、同日、ロドリゲス国会議長は、ボリバル国家警察（PNB）本部にて、恣意的拘束者の解放を訴える家族達と会合を実施し、「恩赦法が第二読会にて正式に可決される１０日以降、遅くとも１３日までに、全ての収監者が解放される」と発言した。

イ　１９日、恩赦法が国会にて全会一致で可決され、同日、ロドリゲス大統領代行による署名及び官報への掲載が行われた。さらに、同大統領代行は、担当委員会に対し、同法の対象外の事案への恩赦を再検討するよう要請した。

ウ　アレアサ国会恩赦法フォローアップ委員会委員長は、SNS を通じて、①２６日、恩赦法の枠組みの下、同日までに２１７件の収監事例及び３９３４件の仮処分事例に同法が適用された、②２８日、国軍軍事裁判所の合意の下、３１人の軍人が釈放された旨発表した。

（４）野党側の動き

ア　３日、米国訪問中の野党指導者マチャド氏は、サアル・イスラエル外相と会合を実施し、同外相は自身の SNS に「ベネズエラ国民が、マドゥーロとチャベスによる長年の抑圧の後、早く自由な選挙で指導者を選べるようになることを願う」とのメッセージを発信した。

イ　４日、米国訪問中のマチャド氏は、オランダ外相と会合を実施し、SNS を通じて、同国によるベネズエラ国民への支持に対する謝意を表明した。

ウ　５日、米国訪問中のマチャド氏は、SNS を通じて、キルノ・アルゼンチン外相及びデ・セラ・ペルー外相とそれぞれ会合を実施し、ベネズエラ情勢について協議したと発表した。

エ　５日、米国訪問中のマチャド氏は、同国に駐在する４０以上の外交団との非公開会合を実施し、ベネズエラの政権移行に関する戦略的ロードマップを提示した。

オ　８日、マチャド氏に近い野党政治家で元国会第一副議長のフアン・パブロ・グアニパ氏が解放されるも、同日、検察庁は、SNS を通じて、条件違反を理由に同氏の解放を撤回し、自宅軟禁へ移行する旨発表した。２０日、同氏は、SNS を通じて、「私は、（自宅軟禁を解かれ）完全に自由の身となった。全ての政治犯の解放のために闘っているベネズエラ国民、米国、国際社会に感謝する」と発信した。

カ　９日、米国訪問中のマチャド氏は、米州人権委員会（IACHR）にてベネズエラの人権状況について説明し、①全ての「政治犯」が解放されるまで訴えを継続すること、②恩赦法を完全かつ制限なく実施すること、③ベネズエラの人権状況を視察すること等を要請した。

キ　２４日、米国訪問中のマチャド氏は、SNS を通じて、マルメル＝ステーネルガード・スウェーデン外相と会合を行い、ベネズエラ危機に関するスウェーデン政府の明確かつ断固たる姿勢に謝意を表明すると発表した。

２ 外交

（１）対米国関係

ア　２日、ベネズエラ大統領府は、SNS を通じて、ロドリゲス大統領代行がロドリゲス国会議長、ヒル外相及びプラセンシア駐英大使同席の下、ドグ在ベネズエラ米国臨時代理大使と大統領府で会合を実施したこと、並びに、同駐英大使が在米国ベネズエラ外交団代表に任命されたことを発表した。

イ　９日、米インド太平洋軍は、SNS を通じて、米国の制裁に違反し、カリブ海からインド洋にかけて航行していた石油タンカー「アクィラ２（Aquila II）」を拿捕したと発表した。報道によると、同タンカーは約７０万バレルのベネズエラ産石油を積載し、中国に向けて航行していた。

ウ　米財務省外国資産管理室は（OFAC）は、１０日に、ベネズエラにおける石油・ガスの探査、開発、生産に関連する特定の取引並びに空港及び港湾の使用を許可する三つの一般ライセンスを、１３日に、石油・ガス分野における新規投資に関する条件付き契約の交渉・締結及び特定の外国事業体による取引を許可する二つの一般ライセンスを発行した。

エ　１１日、ロドリゲス大統領代行は、ベネズエラを訪問中のライト米エネルギー長官と会合を実施し、石油、ガス、鉱業、電力等の戦略的分野における長期的な生産的提携の強化で合意したと発表した。１２日、両名は、ベネズエラ石油公社（PDVSA）及びシェブロン社の合弁企業であるペトロ・インデペンデンシア社（モナガス州）及びペトロピアール社（アンソアテギ州）の施設を視察した。

オ　１３日、トランプ米大統領は、記者に対し、「（カリブ海に展開中の空母「ジェラルド・フォード」が）間もなく（中東に向け）出発する」と発言した。

カ　１３日、米国務省は、SNS を通じて、ベネズエラ国民とベネズエラの安定化、復興/和解に貢献するために６０００キロの医薬品を送ったと発表した。同省によると、同措置を含む今後の米国の支援に対しベネズエラが支払いを行うことになっている。

キ　１８日、ドノバン米南方軍司令官及びフミレ米国西半球安全保障担当国防次官補がベネズエラを訪問し、ロドリゲス大統領代行、パドリーノ国防大臣及びカベージョ内務司法大臣と会合を実施した。ペレス通信情報大臣は、SNS を通じて、両国は、地域における違法薬物取引や移民問題等に関する二国間協力のアジェンダ策定に取り組むことで合意したと発表した。

ク　２１日、外務省は、米国政府が１８日に２０１５年３月にオバマ元米大統領によって署名されたベエズエラに関する国家非常事態宣言を１年間延長したことを断固として拒絶する旨の声明を発出した。

ケ　２４日、ドノバン米南方軍司令官は、同軍 SNS を通じて、「大統領の三段階計画を推進するため、近いうちにベネズエラへ再訪することを楽しみにしている」との声明を発出した。

コ　ベネズエラ人移民の強制送還に関し、２日に１７９名、４日に２６２名、６日に３１１名、１１日に１２５名、１４日に１０９名、１６日に１１０名、１８日に１１０名、２０日に８４名、２３日に１３４名、２５日に１１１名、２７日に１３３名の米国からの直接送還者がカラカスの空港に到着した。

サ　米南方軍は、SNS を通じて、１３日、１６日、２３日にカリブ海を航行中の麻薬密輸船を１隻ずつ攻撃し、５日に１隻の、１６日に２隻の、２０日に１隻の東太平洋を航行中の麻薬密輸船を攻撃し、計２２名の乗組員が死亡したと発表した。

（２）ロドリゲス大統領代行の会合・電話会談

ア　４日、ロドリゲス大統領代行は、スペインの石油関連企業 Repsol 社及びフランスの石油企業 Maurel & Prom 社とそれぞれ会合を実施し、ベネズエラのエネルギー分野における投資、技術、持続可能な開発等について協議した。

イ　６日、ロドリゲス大統領代行は、「民主的共存と平和のための委員会」の招待によりカラカスを訪問中のサパテロ元西首相と会合を実施し、SNS を通じて、同計画における両首脳の取り組みを再確認したと発表した。

ウ　１０日、ロドリゲス大統領代行は、大統領府にてラテンアメリカ・カリブ開発銀行（CAF）総裁と会合を実施し、ベネズエラにおける社会開発、持続可能性、戦略的提携への取り組みを確認した。

エ　１８日、ムハンマド・カタール首相が当国を訪問し、ロドリゲス大統領代行と会合を実施し、共同開発分野における戦略的提携の強化について協議した。

オ　２０日、サファディ・ヨルダン外相が当国を訪問し、ロドリゲス大統領代行及びヒル外相とそれぞれ会合を実施し、観光、通商、航空便の就航等の二国間関係の強化について協議した。

カ　１８日、ロドリゲス大統領代行は、SNS を通じて、ペトロ・コロンビア大統領と電話会談を行い、経済、エネルギー、治安等のテーマについて協議すべく近日中に首脳会談を行うことで合意したと発表した。

キ　２１日、パルマ・コロンビア鉱業・エネルギー大臣がベネズエラを訪問し、ロドリゲス大統領代行との会合において、エネルギー、経済、安全保障の連携強化について協議した。

ク　２５日、ロドリゲス大統領代行は、タヤーニ伊外相と電話会談を行い、二国間協力、共通の経済アジェンダ、投資・交流促進の機会等について協議したと発表した。

ケ　２５日、ロドリゲス大統領代行は大統領府にて、シェル社の代表と会合を行い、ガスプロジェクトに関する評価を行ったと発表した。

コ　２５日、ロドリゲス大統領代行及びグティエレス保健相は、汎米保健機構（PAHO/OPS）の代表者と会合を行い、国民の基本的な保護手段としての無料かつ質の高い国立公衆衛生システムを強化するための戦略を検討したと発表した。

（３）ヒル外相の会合・電話会談

ア　１７日、ヒル外相は、SNS を通じて、アブデルアーティー・エジプト外相との電話会談の実施を発表し、同国によるベネズエラ国民への連帯と支持に対する謝意を表明した。

イ　ヒル外相は、SNS を通じて、１２日にスギオノ・インドネシア外相及びトンサワン・ラオス外相とそれぞれ電話会談を実施し、両国との協力関係を再確認したと発表した。

ウ　２３日、ヒル外相は、ジュネーブを訪問、第６１回国連人権理事会（HRC）会合に出席し、人権の政治利用を非難するとともに、米国で拘束中のマドゥーロ大統領夫妻の解放及びベネズエラへの経済制裁の解除を要請し、国内の恩赦法制定による国内和解への取り組みを強調した。

エ　ヒル外相は、上記ウの会合の枠組みで以下の会合を実施した旨発表した。

（ア）２３日、カシス・スイス外相との会合を行い、多極主義、民族自決、国連憲章の原則への取り組みを確認した。

（イ）２３日、ロドリゲス・キューバ外相と会合を行い、主権、自決権、外国勢力に対する国民の保護を確認した。

（ウ）グリンスパン国連貿易開発会議（UNCTAD）事務局長との会合を行い、持続可能な発展、公平性、経済的正義に向けた国際関係の構築を強調した。

（エ）２４日、アガベキヤン・パレスチナ外務・移民長官と会合を行い、友好と主権及び国際法の擁護に対する取り組みを再確認した。

（オ）アントニオ・アンゴラ外相と会合を行い、国民主権の擁護と平和のための国際関係の推進で一致した。

（カ）ワグナー・コンゴ外相と会合を実施し、南南協力の枠組みにおける外交関係を再確認した。

（キ）ヴァロヴァヤ国連欧州本部事務局長と会合を行い、多国間主義及び持続可能な開発目標（SDGs）が、国家、市民社会、民間部門の協力の重要な基盤であることに合意した。

（４）対イタリア関係

３日、ロドリゲス大統領代行は、在ベネズエラ伊特命全権大使の信任状を受け取り、同国大使が正式に復帰した。４日、ベネズエラ国会は、駐伊ベネズエラ臨時代理大使を大使に格上げする形で再任命した。

（５）ヒル外相の茂木外務大臣非難声明

２０日、ヒル外相は、SNS を通じて、日本の茂木外務大臣による、国際法の基本原則からかけ離れた、ベネズエラに対する不適切かつ干渉的な発言を拒絶し、日本政府に対し、健全な関係と相互尊重の観点から、あらゆる干渉的な姿勢を見直すよう求める旨の声明を発出した。

（６）対ガイアナ関係

１７日、当国外務省及びガイアナ外務省は、エセキボ地域の領土係争に係る１９６６年ジュネーブ協定の締結６０周年に際してそれぞれ声明を発出し、１８日、当国外務省は、ガイアナの声明に対する非難声明を再度発出した。

（７）イラン攻撃に対する非難声明の発出と削除

２８日、米国及びイスラエルによるイランへの攻撃を受け、外務省は、米国及びイスラエルへの言及を避ける形でイランへの軍事行動に対する非難及び遺憾の意を表明する声明を発出し、同日、同声明を削除した。

（８）対パナマ関係

２４日、外務省は、パナマの空港でヒル外相の外交行嚢が強制開封されたことを非難し、パナマ当局に対し再発防止と両国間の領事業務の再開を見据えた外交規則の遵守を要求する声明を発出した。

（９）対トリニダード・トバゴ関係

２５日、外務省は、同日開催された第５０回カリブ共同体（CARICOM）首脳会合にて、パサード＝ビセッサー・トリニダード・トバゴ首相が地域における米国の取り組みを擁護したことを非難する声明を発出した。

（１０）ターク国連人権高等弁務官によるベネズエラ人権状況に対する要請

２７日、ターク国連人権高等弁務官は、国連人権理事会の会合で、恩赦法制定後も拘束下にある残りの全ての「政治犯」の解放を要請し、ベネズエラの非常事態宣言に関して「市民社会と人権が尊重されるよう是正されるべきだ」と発言した。

（１１）航空情勢・第三国によるベネズエラ渡航情報

ア　１日、ベネズエラ外務省は、ドミニカ共和国外務省と連名で、両国が近日中に領事業務を再開すること及び両政府が各々の航空当局に両国間の航空便の運航再開を指示することで合意した旨通知する声明を発出した。

イ　２日、ドミニカ共和国民間航空評議会（JAC）は、公式サイトを通じて、２０２４年７月以来停止されていたベネズエラを発着する航空便に関し、ドミニカ共和国の航空会社２社及びベネズエラの航空会社５社に対する運航ライセンスを付与したことを発表した。

ウ　５日、Avianca 航空は、ベネズエラへの航空便の運航を２月１２日より再開すると発表した。

エ　６日、Laser 航空、トルコ航空、GOL 航空は、ベネズエラへの航空便の運航をそれぞれ２月１８日、３月３日、３月８日より再開すると発表した。

オ　７日、Plus Ultra 航空は、ベネズエラへの航空便の運航を３月３日より再開すると発表した。

カ　９日付報道によると、Air Europa 航空は、スペインーベネズエラ間の航空便の運航を２月１７日より再開すると発表した。

キ　１１日付報道によると、Estelar 航空は、スペインーベネズエラ間の航空便の運航を３月１３日より再開すると発表した。

ク　２４日付報道によると、米運輸保安庁（TSA）の代表団は、米国－ベエズエラ間の航空便の再開を見据え、カラカスの空港の保安体制評価を行った。

ケ　２４日、ロシア当局は、米国によるマドゥーロ大統領夫妻の拘束後に発生した危機を理由に発出したベネズエラへの渡航禁止勧告を解除する声明を発出した。

コ　２６日付報道によると、TAP 航空は、ポルトガルーベネズエラ間の航空便の運航を４月４日より再開すると発表した。